

千葉市美術館

## 貸出施設のご利用案内

(令和7年4月1日版)

千葉市美術館貸出施設 ご利用窓口

〒260-0013 千葉市中央区 3-10-8

千葉市美術館 管理グループ (10階事務室)

TEL 043-221-2311 FAX 043-221-2316

## 目 次

<b>1 千葉市美術館の貸出施設のご案内</b> .....	1
(1) 施設一覧.....	1
(2) 利用料金一覧表 .....	2
<b>2 施設貸出の手続き</b> .....	3
(1) 市民ギャラリー利用手続き .....	3
(2) さや堂・ワークショップルーム・講堂・講座室・市民アトリエの利用手 続き .....	4
<b>3 注意事項（必ずお読みください）</b> .....	4
(1) 原状の回復 .....	4
(2) 禁止事項.....	5
(3) 事故・盗難等 .....	5
(4) 物品の販売について.....	5
(5) 宅配便等の利用 .....	5
(6) 施設の催しに関するちらし .....	5

# 1 千葉市美術館の貸出施設のご案内

## (1) 施設一覧

		広さ	定員	
市民 ギャラリー 1・2・3 (9F)		461 m <sup>2</sup> 各約 150 m <sup>2</sup>		市民の皆さまの作品発表のためのスペースで、美術作品の展示に対応しています。ご利用は美術団体に限りません。 (個展開催は不可)
講 堂 (11F)		180 m <sup>2</sup>	100 人	講演会、各種会合のほか多目的にご利用いただけます。スクリーンも備えています。
講座室 (9F)		73 m <sup>2</sup>	30 人	美術・文化関係や生涯学習活動の講座・会議など、小規模な催しにご利用いただけます。
ワークシ ョップ ルーム (5F)		212 m <sup>2</sup>	120 人	工作や会議、映画鑑賞など、様々なニーズに応える機能を備えたスタジオです。プロジェクター・音響設備を備えています。
市民 アトリエ 1・2 (4F)		市民アトリエ1 90 m <sup>2</sup> 市民アトリエ2 87 m <sup>2</sup>	1 部屋当り 50 人	作品の創作の場として使用できるアトリエです。アトリエ1・2 それぞれに流し場を備えています。
さや堂 ホール (1F)		374 m <sup>2</sup>	200 人	市指定文化財である旧川崎銀行千葉支店を保存・修復したホール。昇降舞台や折畳み椅子を備えています。コンサートや各種イベントなどにご利用いただけます。

※ご利用を希望される方は、お申込みの前に必ずご来館いただきスペースのご確認をお願いいたします。

※次の時はご利用になれません。(1) 休館日 (2) 千葉市又は千葉市美術館が主催するイベント開催時

(2) 利用料金一覧表

・市民ギャラリー 1・2・3 (9階)

市民ギャラリー 1・2・3 (9階)	午前10時から午後6時(金曜日・土曜日は午前10時から午後6時または午後8時)			
	区分	1部屋	2部屋	3部屋
	火～日曜日(6日間)	57,600円	115,200円	172,800円
	水～日曜日(5日間)	48,000円	96,000円	144,000円
	月曜日 午後	5,830円	11,660円	17,490円
スポットライト	1個につき1日			100円
可動(組立式)パネル	1台につき1日			100円

※月曜日が祝日の場合は次の平日が休館日となるため、展覧会の開催期間が5日間となります。

・講堂、講座室、ワークショップルーム、市民アトリエ 1・2、さや堂ホール

講堂 (11階)	10時～13時	13時～17時	17時～21時	10時～21時
	3,510円	4,680円	4,680円	
	8,190円			
		9,360円		
放送設備	1式1時間につき			300円
プロジェクター	1式1時間につき			200円
講座室 (9階)	10時～13時	13時～17時	17時～21時	10時～21時
	1,580円	2,110円	2,110円	
	3,690円			
		4,220円		
プロジェクター	1式1時間につき			100円
ワークショップルーム (5階)	10時～13時	13時～17時	17時～21時	10時～21時
	4,560円	6,080円	6,080円	
	10,640円			
		12,160円		
放送設備	1式1時間につき			220円
プロジェクター	1式1時間につき			270円
市民アトリエ 1・2 (4階) *2部屋使用の場合 は表記料金を2倍す る	10時～13時	13時～17時	17時～21時	10時～21時
	1,920円	2,560円	2,560円	
	4,480円			
		5,120円		
さや堂ホール (1階)	10時～13時	13時～17時	17時～21時	10時～21時
	6,720円	8,960円	8,960円	
	15,680円			
		17,920円		

### <割増料金について>

- ・ 入場料を徴収する場合、施設利用料金は表記の2倍になります。
- ・ 物品の販売、商品の展示、広告及び宣伝をする場合の施設利用料金は表記の1.8倍となります。
- ・ いずれにも該当する場合は、それぞれの割増分を利用料金の額に加算します。
- ・ 備品の料金については、上記の割増しは適用されません。

### <利用料金の不返還>

・ 既に支払われた利用料金は、原則返還いたしません。市民ギャラリーは利用する日の3ヶ月前まで、その他施設は利用する日の1か月前までに届け出た場合、支払われた利用料金の8割を返還いたします。

## 2 施設貸出の利用手続き

### (1) 市民ギャラリー

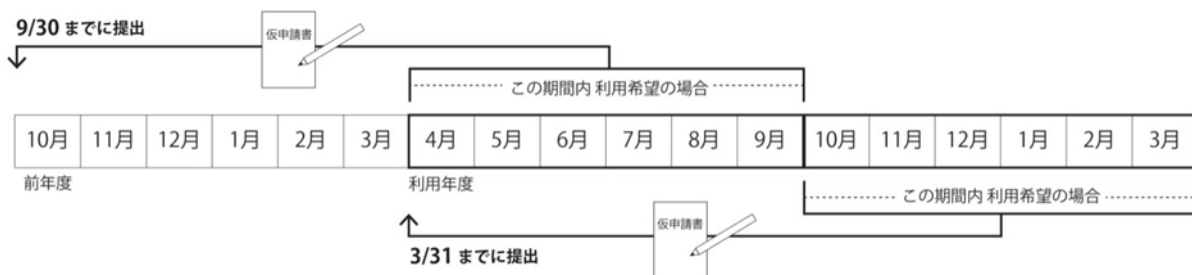
※別紙「千葉市美術館市民ギャラリー ご利用案内」もお配りしています。

<仮申請の方法> 必要事項をご記入の上、「使用仮申請書」をご提出ください。

- ・ 書式の入手方法：貸出施設ご利用窓口（千葉市美術館 10F 事務室）  
または、ホームページ（<https://www.ccma-net.jp/>）でダウンロード
- ・ 提出先：貸出施設ご利用窓口（郵送も可）
- ・ 提出期限：

4月～9月の利用を希望される場合：前年度の9月30日まで（必着）

10月～3月の利用を希望される場合：前年度の3月31日まで（必着）



※希望が重なった場合は、個別に相談し調整いたします。調整がつかなかった場合は、コンピューターによる抽選を行います。

※仮申請期間終了後に空きがある場合は、先着順で受け付けます。この場合でも、仮申請書をご提出ください。

<貸出単位> 1回の貸出は1週間です。

月曜日午後：搬入・展示作業、火曜日～日曜日：展覧会、最終日に撤去・搬出作業

※展覧会の開催は、美術館の開館日に限ります。

※月曜日の午後から展覧会を開催する場合は、午前中に展示・搬入作業を行ってください。

<開室時間> 10:00～18:00（金・土曜日は、20:00まで開室可）

<展示についてのご注意>

- ・ 展示内容は絵画、彫刻、工芸、写真など、美術に関連する作品に限ります。
- ・ 展示室の環境保全のため、植物、土、砂利及び木くずの展示、持込はできません。

## (2) さや堂・ワークショップルーム・講堂・講座室・市民アトリエ

### 〈仮予約受付日〉

- ・ イベントを行いたい日がある月の6か月前の月の初日（毎月1日。1月は4日。）から7日までお受付いたします。
- ・ 希望が重なった場合、コンピューターによる抽選をします。
- ・ 抽選日（毎月8日）及びその翌日は抽選結果確認のため、仮予約ができません。
- ・ 毎月10日以降は、抽選後に空きがある施設について、先着順で仮予約を受け付けます。

例：4月15日のイベントの仮予約

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
←			15日の イベント						← 1日から7日に 申込		

仮予約受付日は前年の10月1～7日。10月10日以降は空きがある場合、先着順で受付。

### 〈仮予約の方法〉

- ・ 貸出施設ご利用窓口(美術館10階事務室)に直接ご提出
- ・ 電話(043-221-2311)
- ・ インターネット(千葉市施設予約システム)

<https://www.city.chiba.jp/somu/joho/system/kokyoshisetsuyoyaku.html>

※システム利用方法は千葉市施設予約システムのホームページをご覧ください。

※仮予約の有効期限は仮予約の日から7日間です。

- 「千葉市施設予約システム」から仮予約をされた方には、千葉市美術館から仮予約を受け付けた旨の返送メールを送付しますのでご確認ください。
- 仮予約がお済みになりましたら、お申込みいただいた日を含めて7日以内（その日が休館日にあたる時はその前日）に、千葉市美術館の10階受付窓口でお申込み手続きを完了してください。
- 各仮予約後、料金の納入の確認で予約確定となります。利用許可書を発行いたしますので、利用許可申請書を貸出施設ご利用窓口（千葉市美術館10F事務室）にご提出ください。
- 仮予約は有効期限を過ぎると失効し無効となりますのでご注意ください。

## 3 注意事項（必ずお読みください）

### (1) 原状の回復

利用終了時には、利用前の状態に回復してください。利用終了時に、美術館職員による検査・確認を受けてください。

利用者の責による施設、貸出を受けた物品の破損・汚損等の損害が生じた場合には、損害の賠償を請求します。また、利用終了後に破損・汚損等の損害が発見された場合にも同様の措置を行う場合があります。

## (2) 禁止事項

- ・火気の使用
- ・敷地内での喫煙（加熱式たばこを含む）
- ・施設外へ配線等を延長すること
- ・消防設備、監視カメラ等を覆い隠すこと
- ・利用施設以外の場所の占有
- ・千葉市美術館管理規則第15条に反すること（次表参照）

第15条(入館者の遵守事項) 美術館の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、附属設備又は美術品等を汚損し、又は破損するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 許可なくして物品の販売又は展示をしないこと。
- (4) 展示されている美術品等の撮影又は模写をしないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) 危険物又は動物を持ち込まないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、係員の管理上の指示に従うこと。

## (3) 事故・盗難等

利用者が持ち込んだ作品、物品についての事故・盗難等及び人身事故について、その原因のいかんを問わず、美術館指定管理者（公益財団法人千葉市教育振興財団）は一切の責任を負いません。

## (4) 物品の販売について

物品の販売その他営利を目的とした行為のある場合の利用料金は表記の1.8倍となります。飲食物の販売・提供は原則としてできません。ただし、美術館の設置目的に則した事業や千葉市の文化振興施策の推進上有益であると認められる事業を実施する場合はご相談ください。

## (5) 宅配便等の利用

宅配便等の受領について、施設利用中に利用者が受領することは可能です。室外での受領、美術館事務室での受領、美術館職員が利用者に代わって受領することはできません。

## (6) 施設の催しに関する広報

実施する催しのチラシ、ウェブサイトやSNS等での広報について、次のことは決してしないでください。

・許可なく千葉市、千葉市美術館又は公益財団法人千葉市教育振興財団が主催又は共催する催しである旨の表現、そのように誤解を招く及びその恐れがある表現を記載すること。

（例：主催者名・問合せ先よりも目立つ形で千葉市美術館の名称を併記すること、当館ウェブサイト等からダウンロードしたロゴマーク、地図データを無断で使用すること）

・開催する催しの内容に関する問合せ先として千葉市美術館の電話番号等を表記すること。

年 月 日

千葉県美術館市民ギャラリー使用仮申請書

(あて先) 公益財団法人千葉県教育振興財団

使用者	団体名			
	代表者			
	事務責任者	住所	〒	
		フリガナ氏名		
		電話	(固定)	(携帯)
		FAX		
E-mail		@		

使用施設	<input type="checkbox"/> 市民ギャラリー1 <input type="checkbox"/> 市民ギャラリー2 <input type="checkbox"/> 市民ギャラリー3		
使用期間	第一希望	年 月 日 ( ) ~	年 月 日 ( )
	第二希望	年 月 日 ( ) ~	年 月 日 ( )
	第三希望	年 月 日 ( ) ~	年 月 日 ( )
月曜開室	行 う ・ 行わない    (どちらかに○をつけてください)		
金曜・土曜日の開室時間	午後6時まで ・ 午後8時まで    (どちらかに○をつけてください)		
フリガナ			
展覧会名			
展示作品	(作品のジャンルや点数など)		



展示方法			
入 場 料	<input type="checkbox"/> 有 (            円) <input type="checkbox"/> 無	予想入場者数	人
団体紹介	(団体構成員数)                    人    ※団体名簿のご提出がある場合は不要です		
	(主な活動場所)		
	(活動の分野・活動／展覧会歴など)		

※その他、団体名簿やこれまでの活動の様子がわかる資料があれば添付してください。

美術館記入欄

受付日	受付者
/ /	